

消セ第 1254 号
令和 4 年 7 月 21 日

大阪府教育庁私学課長 様

大阪府消費生活センター所長

夏休み若者向け特別啓発事業「笑い DE 学ぶ消費者トラブル HS (ハイスクール) 編 2022」
の周知に係る協力について (依頼)

日頃から、消費者行政の推進について、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

大阪府消費生活センターでは、若者が陥りやすい消費者トラブルを知っていただき、被害を未然に防止するための啓発事業を実施しています。

人気のお笑い芸人に定期購入やマルチ商法等、若者に多い消費者トラブルについてコントで演じてもらい、被害を防ぐポイントをわかりやすく解説した動画をウェブで配信します。

つきましては、各学校へ別添のチラシ (A3 版 2 部) を送付しますので、周知について御高配賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、クイズ・アンケートの応募は 9 月 16 日で終了しますが、本動画は当センターのホームページから引き続きご覧いただけますので、消費者教育の授業や課外授業、ホームルームの時間等にぜひ御活用ください。

担 当	大阪府消費生活センター 事業グループ 久川 大阪市住之江区南港北 2-1-10 (ATC・ITM棟 3F)
電 話	06-6612-7500
FAX	06-6612-0090